

会員規約ならびに会員特約をよくお読みのうえ大切に保管ください。

## UC コーポレート会員規約・カード使用者規約 (会社主債務用)

### ■ ■ ■ 一般条項 ■ ■ ■

#### 第1条 (法人会員)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)に対しUCコーポレート会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「本規約」と称します。)を承認のうえ、当社が発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)の利用をお申し込みいただき、当社が入会を認めた法人又は団体(以下「法人」と総称します。)をUCコーポレート会員(以下「法人会員」と称します。)とします。

#### 第2条 (カード利用単位、管理責任者及びカード使用者)

- 法人は入会にあたり、カードの利用単位(以下「カード利用単位」と称します。)及びカード利用単位の管理責任者(以下「管理責任者」と称します。)を指定するものとします。但し、カード利用単位は法人の部・課・営業店等とし、管理責任者はカード利用単位に所属する役職員とします。
- 管理責任者は、法人会員に代わってカードを使用する方(以下「カード使用者」と称します。)を所定の方法により届け出るものとします。但し、カード使用者はカード利用単位に所属する役職員で、当社に対し本規約を承認のうえ、カード使用者となることをお申込みいただき、当社が適当と認めた方とします。
- 法人会員は当社との連絡のため、連絡担当者を所定の方法により指定するものとし、カード及び郵便物の送付、並びに当社からの連絡・通知等は連絡担当者を行うことにより法人会員に行ったものとみなします。

#### 第3条 (カードの用途及び法人会員の責任)

カードの利用目的は、事業性のものに限るものとし、法人会員は、カード使用者のカード及び各種サービスの利用によって生じる一切の責任を負担します。

#### 第4条 (カードの発行と管理)

- カード券面には、カード使用者の氏名、カード番号、有効期限、セキュリティコード(カード裏面に印字される3桁の数字をいう)等(以下総称して「カード情報」と称します。))が表示されています。法人会員へのカード発行は、そのカード使用者に対し当社がカードを貸与することによって行います。また、カード番号は当社が指定のうえ、カード使用者が利用できるようにしたものです。なお、当社は、当社が必要と認めたときは、カードを無効化のうえカードの再発行手続きを行い、カード番号を変更することがきるものとします。また、カードと本規約は原則としてカード利用単位の管理責任者へ送付します。但し、カード送付方法について別に指定がある場合はその方法に従い送付します。
- 当社よりカードが貸与された場合は、直ちに当該カードの署名欄に当該カード使用者ご自身のご署名をしていただきます。
- カードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者にはカード及びカード情報を善良なる管理者の注意をもって使用管理していただきます。
- カード及びカード情報は、カード表面に名前が印字され、所定の署名欄に自署したカード使用者本人のみが利用でき、カードを他人に貸与、預託、譲渡又は担保に提供するなどカードの占有を第三者に移転することはできません。また、カード情報を他人に使用させたり、提供したりすることも一切できません。カード情報の預託は、法人会員又はカード使用者が行うものであり、その責任は法人会員の負担とします。
- 法人会員又はカード使用者が第三者にカードもしくはカード情報を利用させ又は利用された場合、その利用代金等の支払いは法人会員が引受けるものとします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。
- カードの有効期限は当社が指定する日までとし、カードの表面に印字します。
- カードの有効期限が到来する場合、当社は引き続き法人会員及びカード使用者として適当と認めたときは、管理責任者が予め指定した送付先

に新しいカードと本規約を送付します。なお、有効期限内におけるカード利用等によるお支払いについては、有効期限経過後といえども本規約の効力が維持されるものとします。

- 法人会員及びカード使用者は、当社又は当社の提携会社が提供する付帯サービスを利用できます。なお、付帯サービスの利用に関する規約等がある場合には、それに従うものとします。また、当社が必要と認めた場合、付帯サービスを改廃できることを予めご承認いただきます。

#### 第5条 (カード年会費)

- 法人会員は、当社に対し所定の年会費を支払うものとします。
- 年会費の支払日、支払い方法は当社所定の時期、方法によるものとします。
- すでにお支払い済の年会費は、退会又は会員資格の取消しとなった場合その理由の如何を問わず返却いたしません。

#### 第6条 (暗証番号)

- 当社は法人会員又はカード使用者からのお申し出により、カードの暗証番号(4桁の数字)を登録します。なお、暗証番号は、生年月日・電話番号等他人に容易に推測される番号を避けていただきます。但し、法人会員又はカード使用者から暗証番号の届出がない場合には、当社所定の暗証番号を登録する場合があります。
- 法人会員及びカード使用者は暗証番号を第三者に知られないよう善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
- 法人会員又はカード使用者が、法人会員又はカード使用者本人以外に暗証番号を知らせ、又は知れた場合、これによって生じた損害は、法人会員の負担とします。但し、法人会員又はカード使用者が故意又は過失のなかったことを証明し、当社が認めた場合はこの限りではありません。

#### 第7条 (カード利用可能枠)

- 当社は、当社所定の方法により、カード総利用可能枠を設定のうえ法人会員に通知します。また、個々のカード利用可能枠は法人会員がカード使用者を届出する際に所定の方法で申し出た範囲内とし、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスごとにカード利用可能枠を設定いたします。但し、個々のカード利用可能枠の合計はカード総利用可能枠の範囲内とします。カード使用者は、未決済利用代金を合計した金額がそれぞれの利用可能枠をこえない範囲でカードを利用することができます。なお、ショッピングサービスの利用代金にはカードによる商品の購入代金、サービス受領、通信販売、電話予約販売代金、その他当社が提供するすべての商品・サービスの代金及び諸手数料を含みます。
- カード1回当たりの利用額は、日本国内の加盟店(以下「国内加盟店」と称します。))では当社が定める金額、日本国外の加盟店(以下「海外加盟店」と称し、「国内加盟店」との総称を「加盟店」とします。))ではマスターカード・アジア・パシフィック・PTE・リミテッドもしくはビザ・ワールドワイド・PTE・リミテッド(以下両者を「国際提携組織」と総称します。))が定める金額までとします。但し、カード利用の際、加盟店を通じて当社の承認を得た場合は、この金額を超えて利用することができます。
- カード利用可能枠は、法令に基づく場合その他当社が必要と認めた場合には、増額又は減額できるものとします。
- カード利用可能枠を超えてカードを使用した場合には、第8条第1項にかかわらず、当社からの請求次第、そのカード利用代金の全部又はその一部をお支払いいただくことがあります。

#### 第8条 (代金決済)

- 第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービス(それらの手数料・利息を含みます。)の利用代金は、原則として毎月10日(以下「締切日」と称します。))に締め切り、翌月5日(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日とし、以下これを「約定支払日」と称します。))に法人会員が予め指定した金融機関口座(以下「お支払預金口座」と称します。))から口座振替の方法によりお支払いいただきます。但し、予め当社の同意を得た場合は、別に支払い方法を定め、その支払い方法をもって前記に代えることができます。なお利用代金は、事務上の都合により翌月以降の締切日で処理される場合があります。
- カード使用者の海外加盟店でのカード利用代金が外国通貨で表示されている場合、日本円に換算のうえ、お支払いいただきます。なお、ショッ

ピング利用分の日本円への換算は、利用代金を国際提携組織の決済センターが処理した時点で適用した交換レートに、当社が定める為替処理等の事務経費として所定の手数料率を加算したレートを適用するものとします。

- 当社は前二項に基づく毎月のお支払金額を、お支払月の前月末頃、普通郵便で管理責任者またはカード使用者が予め届け出た送り先にご利用明細書として通知します。法人会員及びカード使用者は、ご利用明細書の記載内容についてカード使用者自身の利用によるものであるか等につき確認しなければならぬものとします。ご利用明細書の内容についての当社へのお問い合わせ、ご確認は、通知を受けたのち20日以内に行いたいいただくものとし、この期間内に異議の申し立てがない場合には、ご利用明細書に記載の売上や残高の内容について承認いただいたものとみなします。
- カード使用者は、当社が法人会員に対してカード使用者のご利用内容一覽を送付することを予め承諾するものとします。
- 第1項及び第2項に基づく利用代金について口座振替の依頼ができない場合であっても、当社は金融機関に対し再度口座振替の依頼は行いません。

#### 第9条 (支払金等の充当順位)

お支払いいただいた金額が支払債務全額を完済するに足りない場合は、特に通知をせず当社が適当と認める順序・方法によりいずれの債務に充当しても異議のないものとします。なお、そのお支払いが、期限の到来した債務の全額を超えている場合は、特に通知をせず当社が適当と認める順序・方法によりいずれの期限未到来債務に充当しても異議のないものとします。

#### 第10条 (費用の負担)

法人会員の都合による第8条第1項以外の支払方法より発生した入金費用、公租公課及び当社と法人会員との間で締結する債務の支払いに係る公正証書の作成費用等は、退会後といえども法人会員が負担するものとします。なお、当社が受領する諸費用は、利息制限法及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に定める範囲内とします。

#### 第11条 (退会及びカードの使用取消と返却)

- 法人会員は、所定の手続きをすることにより、いつでも退会、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消をすることができます。この場合、当社に対して残債務の全額をお支払いいただくことがあります。
- 法人会員又はカード使用者のいずれかが、次の各号の一つにでも該当した場合、その他当社が法人会員、カード利用単位、又はカード使用者として不適当と認めた場合は、当社は何らの通知・催告を要せずして、カード及び付帯サービスの使用停止、法人会員の資格取消、特定のカード利用単位の廃止、又は特定のカード使用者の資格取消をことができ、これらの措置とともに加盟店等に当該カードの無効を通知することができます。
  - (イ)カード申込みもしくはその他の当社へのお申込み、申告、届出など虚偽の申告をした場合。
  - (ロ)本規約のいずれかに違反した場合。
  - (ハ)法人会員が当社に対する支払債務又は当社が保証している債務の履行を怠った場合。
  - (ニ)信用情報機関の情報により、法人会員の信用状態が著しく悪化し、又は悪化のおそれがあると当社が判断した場合。
  - (ホ)第22条第4項に定める換金を目的とした利用等、カードの利用状況が適当でない当社が認めた場合、又は第29条第1項に定めるキャッシングサービス、暗証番号を利用するサービス、その他のカードに関するサービスのご利用状況が社会通念に照らし容認できない等、カード利用について当社との信頼関係が維持できなくなった場合。
  - (ヘ)第8条第1項に定める口座振替手続きのために有効な金融機関口座の届出がない場合。
  - (ト)第13条第1項又は第2項各号のいずれかに該当した場合。
  - (チ)第16条第1項に違反したことなどにより、当社から法人会員への連絡が不可能であると当社が判断した場合。
  - (リ)法人会員が当社と締結した各種取引において、期限の利益を損失した場合。



- (ヌ)当社に対する暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、脅迫的な言動、暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為、その他これらに準ずる行為があった場合。
3. 前二項の場合、当該法人会員及びカード使用者は以下の事項に同意するものとします。
- (イ) 当該カードの利用により発生する債務の支払いが完了するまでは、引き続き本規約の効力が維持されること。
- (ロ) 第22条第5項に定める継続的サービスの支払いにカードを使用している場合、法人会員又はカード使用者はカード情報を登録した加盟店に対して速やかに決済方法の変更手続きを行うこと及び、この変更手続きを行わないことにより、当該加盟店から当社が継続的サービスの代金債権を譲り受けた場合はこれをお支払いいただくこと。
- (ハ) 会員資格を喪失した場合は、付帯サービスを利用する権利を喪失すること。
4. 法人会員は、第1項又は第2項の定めにより、退会及び資格取消となった場合はすべてのカード使用者のカードを、特定のカード利用単位の廃止及び特定のカード使用者の使用取消又は資格取消の場合は該当するカード使用者のカードを、直ちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとします。
5. 資格取消、退会又はカードの使用取消がなされた後にカードが使用された場合には、その代金相当額をただちにお支払いいただきます。

#### 第12条(会員資格の再審査)

当社は法人会員及びカード使用者の適格性について入会后、定期・不特定の再審査を行います。この場合、法人会員及びカード使用者は必要に応じ当社の求める資料の提出等、当社の指示に応じるとともに、当社が公的機関の発行する書類を取得する場合があることについて異議がないものとします。

#### 第13条(期限の利益喪失)

1. 法人会員が次のいずれかの事由に該当したときは、法人会員は、当然に支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
- (イ) 払期日に利用代金の支払いを1回でも遅滞したとき。但し、利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有するものとします。
- (ロ) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき、又は一般の支払いを停止したとき。
- (ハ) 差押、仮差押、保全差押、仮処分申し立て、又は滞納処分を受けたとき。
- (ニ) 破産・民事再生・特別清算・会社更生の申し立てを受けたとき、又は自らこれらの申し立てをしたとき。
2. 法人会員又はカード使用者が、次のいずれかの事由に該当したときは、当社の請求により法人会員は、支払債務全額について期限の利益を失い、直ちにその債務を履行するものとします。
- (イ) 商品の質入れ、譲渡、賃貸その他当社の所有権を侵害する行為をしたとき。
- (ロ) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき。
- (ハ) 法人会員の信用状態が著しく悪化したとき。
- (ニ) 法人会員が資格を喪失したとき、又はカード使用者がカードの使用取消となったとき。
- (ホ) 法人会員又はカード使用者が、第18条第2項の暴力団員等もしくは同条同項各号のいずれかに該当していることが判明したとき、又は、当社が同条同項に定める報告を求めたにもかかわらず、法人会員から合理的な期間内に報告書が提出されないとき。

#### 第14条(遅延損害金)

約定支払日に支払債務の履行がない場合は、お支払いになるべき金額に対してその支払期日の翌日から完済に至るまで、また本規約に基づく債務において期限の利益を喪失した場合は、支払債務の元金残全額に対し期限の利益喪失の翌日から完済に至るまで、第22条第1項に定めるショッピングサービスは年14.6%、第29条第1項に定めるキャッシングサービスは年20.0%の割合で遅延損害金を申し受けます。この場合の計算方法は、年

365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。

#### 第15条(カードの盗難・紛失の場合の責任と損害のてん補)

1. 万一法人会員又はカード使用者がカードを盗難、詐取、横領もしくはカード情報を不正取得(以下盗難)と総称します。)され、又はカードを紛失した場合、法人会員、管理責任者及びカード使用者には、速やかに当社あて電話等により届出のうえ、所定の喪失届を提出していただくと共に、所轄警察署へもお届けいただきます。
2. 盗難・紛失により第三者に不正使用された場合、その代金等の支払いは法人会員の責任となります。
3. 前項により法人会員及び当該カード使用者が被る損害は、次に掲げる場合を除き当社が全額でん補します。
- (イ) 法人会員及びカード使用者の共同又はいずれかによる故意又は重大な過失に起因する場合。
- (ロ) 法人会員の役職員又はカード使用者自らの行為もしくは加担した盗難の場合。
- (ハ) カード使用者の家族、同居人、留守人その他のカード使用者の委託を受けて身の回りの世話をする者など、カード使用者の関係者の自らの行為又は加担した盗難の場合。
- (ニ) 第4条に違反して第三者にカード又はカード情報を使用された場合。
- (ホ) 当社が法人会員、管理責任者又はカード使用者のいずれかより盗難・紛失の通知を受理した日から61日以前に生じた不正使用の場合。
- (ヘ) 戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乗じてなされた不正使用の場合。
- (ト) 本規約のいずれかに違反した場合。
- (チ) 法人会員、管理責任者又はカード使用者が当社の請求する書類を提出しない、もしくは提出した書類に不正の表示をした場合、又は被害調査に協力をしない場合。
- (リ) カード使用の際、登録した暗証番号が使用された場合。但し、第6条第3項但し書きに該当する場合を除きます。
- (ヌ) 第1項に定める当社への届出もしくは喪失届の提出もしくは所轄警察署への届出(以下、これらにつき本号において「各手続き」と称します。)において虚偽の申告があった場合、または故意もしくは過失により各手続きを行わなかった場合もしくは各手続きを遅延した場合。
4. カードの再発行は、当社が適当と認めた場合に行います。この場合、当社所定の手数料を申し受けます。その支払方法は、第8条のカード利用代金の場合と同様とします。

#### 第16条(届出事項の変更)

1. 法人会員が当社に届け出た会社・団体名、代表者、所在地、電話番号、カード利用单位名称、管理責任者、連絡担当者、支払方法、お支払預金口座、カード使用者の氏名・住所、犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づき当社に届け出た事項(実質的支配者、事業内容及び第18条第3項に基づきPEPs関係者の該当性等を含みます。)等に変更があった場合、又は、カード利用単位もしくはカード使用者を追加する場合は、直ちに当社あて所定の変更手続きをしていただきます。
2. 当社が法人会員から届出があった連絡先に請求書、通知書等を送付した場合は、それが未到着のときでも通常どおりに到着したものとみなします。但し、前項の変更手続きを行わなかったことについて、やむを得ない事情があるときはこの限りではないものとします。
3. 法人会員がカード使用者が当該法人を退職した場合は、当該カード使用者について、直ちに第11条第1項に従って当社あて使用者取消届を提出していただきます。
4. 当社は、法人会員と当社との各種取引において、法人会員が当社に届けた内容又は公的機関が発行する書類等により当社が収集した内容のうち、同一項目について異なる内容がある場合、最新の届出内容又は収集内容に変更することができるものとします。
- 第17条(外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等の適用)
- 海外加盟店でカード利用する場合、現に適用されている又は今後適用される諸法令、諸規則などにより、許可書、証明書その他の書類を必要とする場合には、当社の要求に応じこれを提出するものとします。また、海外加盟店でのカードの利用の制限あるいは停止に応じていただきます。

#### 第18条(その他承諾事項)

1. 法人会員及びカード使用者は、以下の事項を予め承諾するものとします。
- (イ) 当社がカード使用者に貸与したカードに偽造、変造等が生じ、またはカード情報を不正取得された場合は、当社からの調査依頼にご協力いただくこと、およびカードを回収し、会員番号の異なるカードを発行すること。
- (ロ) 当社が法人会員及びカード使用者に対して貸付の契約にかかる勧誘を行うこと。
- (ハ) 当社がカード又はカード情報が第三者により不正使用される可能性があること判断した場合には、法人会員及びカード使用者に事前に通知することなく、第22条第1項に定めるショッピングサービス及び第29条第1項に定めるキャッシングサービスの全部もしくは一部の利用を保留し、もしくは一定期間制限し、又はお断りすることがあること。
- (ニ) (ハ)の場合に、当社がカードを無効かのうえカードの再発行手続きをとることがあること。
2. 法人会員は、法人会員及びカード使用者が現在、暴力団、暴力団員、暴力団員で亡くなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等、又はテロリスト等、日本政府、外国政府、国際機関等が経済制裁の対象として指定する者、その他これらに準じる者(以下総称して「暴力団員等」と称します。)に該当しないこと及び、次号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。なお、当社は、法人会員又はカード使用者が暴力団員等又は、次のいずれかに該当すると具体的に疑われる場合は、カードの利用を一時停止するとともに当該事項に関する方向を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、法人会員は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- (イ) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
- (ロ) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
- (ハ) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
- (ニ) 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は、便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること。
- (ホ) 法人会員の役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。
3. 法人会員は、実質的支配者が犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第12条第3項第1号又は第2号に掲げる者(以下総称して「PEPs関係者」と称します。)に該当するか否かについて、当社に申告を行うものとします(事業内容、実質的支配者その他当社が同法に基づき他に申告を求める事項がある場合にも同様とします。)。なお、当社が実質的支配者について、PEPs関係者に該当する可能性があること判断した場合には、当社は、所定の追加確認を行うことがあります。この場合、当社は、当該追加確認が完了するまでの間、法人会員に対する通知を行うことなく、カード利用の停止の処置をさせていただくことがあります。また、当社が当該追加確認を完了した場合においても、当社は、法人会員に対する通知を行うことなく、第29条第1項に定めるキャッシングサービスの停止の処置をとる場合があります。
- 第19条(合意管轄裁判所)
- 法人会員又はカード使用者と当社との間で訴訟の必要が生じた場合は、訴額の如何にかかわらず、法人会員又はカード使用者の住所地、購入地及び当社の本社、支店所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。
- 第20条(準拠法)
- 法人会員及びカード使用者と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本法が適用されるものとします。
- 第21条(規約の改定並びに承認)
- 当社は本規約の一部又は全てを変更する場合は、変更内容の通知、又は変更後の本規約の送付その他当社所定の方法により法人会員に内容を



お知らせいたします。お知らせ後に本規約に基づく取引があった場合又はお知らせ後1ヶ月の経過をもって、法人会員及びカード使用者は内容を承認したとみなします。

## ■■■■ショッピングサービス条項■■■■

### 第22条(カード利用方法)

- カード使用者は次の(イ)(ロ)(ハ)に掲げる加盟店にカードを提示し所定の売上票等にカード上の署名と同じ署名をすることにより、物品の購入並びにサービスの提供(以下「ショッピングサービス」と称します。)を受けられます。
  - 当社と契約した加盟店。
  - 当社と提携したクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
  - 国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等が契約した加盟店。
- カード使用者は、当社が適当と認める店舗・売場、又は商品・サービス等については、売上票等への署名等の手続きを省略すること、もしくは売上票への署名に代えて、暗証番号を入力する方法によること、又はカードの提示及び売上票等への署名に代えて暗証番号、カード情報のいずれか又は両方を入力する方法等によりショッピングサービスを受けることができるものとします。
- ショッピングサービスを取り消す場合は、当社所定の手続きによるものと、現金等での払い戻しはいたしません。なお、ショッピングサービスが取消された場合等における取消処理についても、第8条第2項の規定が準用されます。第8条第2項の時点で適用されるレートと本項の取消し等の場合に適用されるレートは異なる可能性があります。
- カード使用者は、換金又は違法な取引を目的とするショッピングサービスの利用はできません。また、流通する紙幣・貨幣(記念通貨を除く。)の購入を目的とするショッピングサービスの利用はできません。貴金属・金券類等の一部の商品では、ショッピングサービスの利用を制限させていただく場合があります。
- 法人会員及びカード使用者は、インターネット接続、保険、電気、ガス、水道利用等の継続的サービス(以下「継続的サービス」と称します。)を提供する加盟店とのお取引にかかる継続的サービスの利用代金のお支払いにカードを利用する場合、法人会員又は、カード使用者がカード情報を当該加盟店に預託するものとして、その責任は法人会員の負担となることについて承認の上、ショッピングサービスを利用するものとします。法人会員及びカード使用者は、加盟店に登録したカード情報に変更があった場合又は大会もしくは会員資格喪失に至った場合、加盟店にその旨を申し出るものとします。なおこれらの事由が生じた場合は、当社が法人会員又はカード使用者に代わって加盟店に対しこれらの情報を通知する場合がありますことを法人会員及びカード使用者は予め承認するものとします。

### 第23条(加盟店への連絡等)

カード使用者のカード利用にあたっては、加盟店から当社が照会を受ける場合、また同様に当社から加盟店に照会を行う場合があります。この際、当社は加盟店に対して次の回答・確認・指示を行うことがあり、カード使用者はこれを予め了承するものとします。

- 加盟店からの照会に対して当社が必要と認めた事項について回答すること。
- カードの提示者がカード使用者本人であることを確認する場合がありますこと。
- ハ)カード使用者のカード利用が本規約に違反する場合、違反するおそれのある場合、その他不審な場合などには、カードの利用をお断りする場合がありますこと。

(ニ)前号の場合、カード使用者へのカード貸与を一時停止し、加盟店を通じてカードを当社に返却していただく場合がありますこと。

- 貴金属、金券等の一部商品については、カードの利用を制限させていただく場合がありますこと。

### 第24条(債権譲渡)

- 法人会員及びカード使用者は、加盟店がショッピングサービスにより生じた法人会員に対する債権を任意の時期及び方法で当社に譲渡し、当社

がこれを譲り受けることについて、次のいずれの場合についても予め承諾するものとします。なお、債権譲渡について、加盟店・クレジット会社・金融機関等は、法人会員及びカード使用者に対する個別の通知又は承諾の請求を省略するものとします。

- 加盟店が当社に譲渡すること。
- 加盟店が当社と提携したクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、さらに当社に譲渡すること。
- ハ)加盟店が国際提携組織に加盟するクレジット会社・金融機関等に譲渡した債権を、国際提携組織を通じ当社に譲渡すること。

2.前項により当社が譲り受ける債権額は、加盟店においてカード使用者がご利用になったショッピングサービスにかかわる売上票等の合計金額とします。なお、売上票がない場合は、商品又はサービスの表示価格の合計金額とし、通信販売の場合は当該商品又はサービスの表示価格と送料等の合計金額とします。

### 第25条(支払い区分)

カード使用者のショッピングサービスの支払区分は、原則1回払いとなります。

### 第26条(商品の所有権)

商品の所有権は、ショッピングサービスの利用により生じた加盟店の法人会員に対する債権を当社が加盟店から譲りうつるに伴って、加盟店から当社に移転し、当該商品にかかわる債務が完済されるまで当社に留保されることを法人会員は認めるものとします。

### 第27条(見本・カタログ等と現物の相違)

カード利用者が加盟店に対して見本・カタログ等により申し込みをした場合において、提供された商品、権利又は役務が見本・カタログ等と相違している場合は、カード使用者は加盟店に商品の交換を申し出るか又は当該売買契約の解除をすることができます。

### 第28条(加盟店との紛議)

カード利用により購入した物品又は受けたサービスに対する紛議は、すべて法人会員またあカード使用者と加盟店において解決の有無は、当社に対する利用代金支払い拒否の理由にはなりません。

## ■■■■キャッシングサービス条項■■■■

### 第29条(キャッシングサービス)

- 法人会員が当社に事前に申し出て、当社が認めた場合、カード使用者は、以下いずれかの方法により当社から融資を受けること(以下「キャッシングサービス」と称します。)ができます。
  - 当社又は当社の提携する金融機関等(以下「提携金融機関」と称します。)の現金自動支払機又は現金自動預払機(以下「CD・ATM」と称します。)を利用する方法
  - ロ)その他当社が定める方法
- 1回当たりの融資額は当社が認める場合を除き、原則として10,000円単位とします。但し、当社が認める場合に限り1,000円単位とします。
- 当社が別途認める場合を除き、キャッシングサービスの利用にはカードと暗証番号を使用し、所定の利用方法によるものとします。
- 約定支払日に利用代金の決済が遅延した場合など当社が相当と判断した場合は、キャッシングサービスをお断りし、またカード貸与を一時停止することがあります。
- キャッシングサービスの利用及びそのお支払いをCD・ATMで行う場合、当社所定の利用手数料(但し、利息制限法施行令第2条に定める額を上限とします。)は法人会員が負担するものとします。

### 第30条(キャッシングサービスの支払方法等)

- キャッシングサービスの返済方法は元利一括返済方式とします。
- 法人会員は、当社所定の利率をもって計算された利息を支払うものとします。利息はご利用日の翌日から約定支払日までの年365日(うるう年は年366日)の日割計算とします。また、ご利用日にご返済いただく場合には、1日分の利息をお支払いいただきます。なお、利率はカード送付時に通知します。
- 融資利率が利息制限法第1条に規定する利率を超える場合は、超える部分について法人会員に支払義務はありません。
- 法人会員は、融資利率が金融情勢等の事情により変動することに異議

を、お支払月の前月末頃、管理責任者又はカード使用者が予め届け出がないものとします。また、第21条の規定にかかわらず、当社から利率の料率の変更を通知をした後は、融資金残高の全額に対して、改定後の利率が適用されることに、法人会員は異議がないものとします。

### 第31条(早期返済の場合の特約)

法人会員は約定支払日前であっても、当社所定の返済方法により融資金残高の全部又は一部をお支払いできます。

### 第32条(ご利用・ご返済にかかわる書面)

- 当社は、貸金業法第17条及び同法第18条に基づき交付する書面(電磁的方法による場合を含みます。)を、キャッシングサービスのご利用又はご返済の都度交付するものとします。但し、当社が当該書面に代えて毎月一括記載する方法により書面を交付することについて法人会員から承諾を得た場合には、毎月一括記載により交付することができるものとします。
- 前項の書面に記載する、返済期間、返済回数及び返済金額は、当該書面に記された内容以外にキャッシングサービスのご利用又はご返済がある場合、変動することがあります。

## ■■■■請求仕訳サービス利用規定■■■■

### 第1条(適用)

本規定は、UCコーポレートカード会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)以下「会員規約」と称します。)が適用される法人又は団体(以下「法人会員」と称します。)が本規定を承認の上、株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)に請求仕訳サービス(以下「本サービス」と称します。)を申し込み、当社が認めた場合に適用されます。

### 第2条(用語の定義)

- 「カード使用者」
  - 当社が、会員規約に基づき、法人会員に対して発行するクレジットカード(以下「カード」と称します。)を使用する者。
- 「利用明細データ」
  - 請求仕訳前のカード使用者のカードの利用代金、諸手数料(以下「カード利用代金等」と称します。)に関する情報
- 「請求仕訳」
  - 法人会員が、当社から送信される利用明細データに含まれるカード利用代金等のうち、法人会員が口座振替又は振込の方法により一括して支払う金額(以下「振込等による支払金」と称します。)と法人会員がカード毎に指定した口座から口座振替の方法により支払う金額(以下「口座引落による支払金」と称します。)に仕訳を行うこと
- 「請求仕訳データ」
  - 法人会員が、請求仕訳したカード利用代金等に関する情報
- 「本サービス」
  - 当社が法人会員から送信される請求仕訳データに従い決済を行うサービス

### 第3条(本サービスの内容)

- 当社は、前営業日にコンピュータ処理を行った利用明細データを毎営業日当社所定の方法により法人会員に対して送信します。
- 法人会員は、受信した利用明細データの各カード利用代金等について請求仕訳を行い、請求仕訳データを当社所定の時期に当社所定の方法により当社に送信するものとします。但し、所定の時期以外であっても、法人会員は当社の承諾を得て請求仕訳データを送信することができるものとします。
- 当社は、毎月当社と法人会員と別途定めた日までに受信した請求仕訳データについて、各請求仕訳データの利用明細データとの整合性を確認し、整合しない請求仕訳データについては、法人会員に通知の上、訂正・削除するものとします。請求仕訳の効力は、当社において請求仕訳データと利用明細データの整合性の確認ができた時点で発生するものとします。
- 前項の請求仕訳データの確認は原則として毎月10日に締め切り、振込等による支払金については法人会員が、当社との間で別途取り決めた方法によりお支払いいただき、口座引落による支払金については会員規約第8条第1項に定める方法によりお支払いいただくものとします。

(5)当社は前項に基づく法人会員及びカード使用者の毎月のお支払金額を送り先にご利用明細書により通知するものとします。

#### 第4条(請求仕訳の期限)

(1)当社は、カード利用代金等のコンピューター処理を毎月10日に締切(但し、11日以降にコンピューター処理されたカード利用代金等であっても、10日以前に発生したものについては、10日に処理したものとみなすことがあるものとします。)当社と法人会員との間で別途定めた期日までに本規定第3条第3項の請求仕訳データの確認ができないカード利用代金等を、全額口座引落による支払金とみなすものとします。

(2)前項の期限経過後に、法人会員より前項に基づき口座引落による支払金とみなされたカード利用代金等につき請求仕訳データが送信されてきたとしても、当社はこれを受け付けないものとします。

#### 第5条(カード発行の準拠)

カードの発行及び取扱いについては、当社が定める会員規約によるものとします。但し、本規定の定めと会員規約が相違する場合は本規定の定めを優先するものとします。

#### 第6条(免責)

当社は、本サービスに関連して生じたカード使用者と法人会員との間の紛争等について、一切の責任を負わないものとします。

## ■■■■ UC 立替払加盟店利用特約 ■■■■

#### 第 1 条(本特約の主旨)

1. 本特約は、株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)又はUC コーポレート 会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「会員規約」と称します。)第22 条第 1 項(ロ)(ハ)のクレジット会社・金融機関等と加盟店間との契約が債権譲渡契約ではなく立替払い契約の場合、当該加盟店(以下「立替払加盟店」と称します。)におけるショッピングサービスについての特約を定めたものです。
2. 立替払加盟店において、カード使用者がショッピングサービスを利用した場合、当社は法人会員の委託に基づき、法人会員に代わってショッピングサービスにかかるサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いをするものとし、法人会員は予め異議なくこれを承認します。

#### 第2条(本特約の適用範囲)

1. 第1条に基づくサービス利用料、ショッピング利用代金等の立替払いにおいては、会員規約のうち、加盟店からの債権譲渡の承認に関する条項は適用されないものとします。
2. 本特約に定めのない事項については、会員規約が適用するものとします。

#### 第3条(求償金債権、債務)

法人会員は、第1条の委託に基づき当社が加盟店より請求を受けたサービス利用料、ショッピング利用代金等を立替払いした場合、当社が法人会員に対して取得する求償金債権を会員規約のカードショッピングサービス条項に基づく譲受債権と同様に会員規約に基づき当社に対して支払うものとします。

## ■■■■ 個人情報の取り扱い(収集・保有・利用・提供)に関する同意条項 ■■■■

カード使用者として申込みをされた方(以下契約成立により申込者がカード使用者となった場合を総称して「カード使用者」と称します。)は、本同意条項及び今回お申込される取引の規約等に同意の上、申込みをします。

#### 第 1 条(個人情報の収集・保有・利用、預託)

(1)カード使用者は、今回のお申込みを含む株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。)との各種取引(以下「各取引」と称します。)の与信判断及び与信後の管理のため、以下の情報(以下これらを総称して「個人情報」と称します。)を当社所定の保護措置を講じた上で収集・利用することに同意します。

- ① 各取引所定の申込時もしくは各取引において、カード使用者又は管理責任者が申込書に記載し、もしくは当社所定の方法により届出たカード使用者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、職業、

勤務先等の事項

- ② 各取引に関する契約の種類、申込日、契約日、商品名、契約額、支払い回数、決済口座情報
- ③ カード使用者又は管理責任者の来店、問い合わせ等により当社が知り得た情報(映像・通話情報を含む)
- ④ 官報や電話帳等一般に公開されている情報

(2)当社が各取引に関する管理、その他の業務の一部又は全部を、当社の委託先企業に委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該委託先企業に提供し、当該委託先企業が受託の目的に限って利用する場合があります。

#### 第 2 条(個人情報の開示・訂正・削除)

- (1)カード使用者は、当社に対して、自己に関するカード使用者の個人情報の開示請求を求める場合には、後記【問い合わせ・相談窓口等】にご連絡ください。開示請求手続き(受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等)の詳細についてお答えします。
- (2)万一当社の保有するカード使用者の個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

#### 第 3 条(本同意条項に不同意の場合)

当社はカード使用者が各取引のお申込みに必要な記載事項(各取引の申込書でカード使用者が記載すべき事項)の記載をされない場合及び本同意条項の全部又は一部を承認できない場合、各取引のお申込みをお断りしたり、各取引を終了させることがあります。

#### 第 4 条(カード使用者情報の提供・利用)

カード使用者は、当社が保護措置を講じたうえで第 1 条(1)①及び②の情報のうち法人会員の業務に必要な情報を法人会員に提供し、法人会員が業務上の目的で使用することを同意します。

#### 第 5 条(合意管轄裁判所)

カード使用者と当社の間で個人情報について、訴訟の必要が生じた場合は、訴訟額の多少にかかわらず、カード使用者の住所地及び当社の本社、支店を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を管轄裁判所といたします。

#### 第 6 条(条項の変更)

本同意条項は当社所定の手続きにより変更することができます。

#### ■個人情報保護管理者

当社では個人情報保護の徹底を推進する管理責任者として、個人情報管理総責任者(コンプライアンス担当役員)を設置しております。

#### 【問い合わせ・相談窓口等】

1. 商品等についてのお問い合わせ・ご相談はカードをご利用された加盟店にご連絡ください。
2. 規約についてのお問い合わせ・ご相談はユーザーカードコミュニケーションセンターにご連絡ください。

お問い合わせ事項	相談窓口	住所・電話番号等
・個人情報の開示 ・訂正・削除(第2条)、その他当社が保有する個人情報について ・その他本規約全般について	UC カード コミュニケーション センター	東京都中野区江原町 1-13-22 ユビキタス 株式会社クレディセゾン (東京) 03-6893-8200 (大阪) 06-7709-8555 URL <a href="http://www.uccard.co.jp">http://www.uccard.co.jp</a>  関東財務局長(12)第00085号

2017年11月現在





# UCETC カード特約

(法人カード・会社主債務決済コーポレート会員用)

よくお読みのうえ大切に保管ください。

## 第1条(本特約の主旨)

本特約は、法人会員及びコーポレート会員(以下「法人会員」と総称します。)、または法人会員に代わってETCカードを使用する方(以下「カード使用者」と称します。))がETCシステムを利用することにより発生する通行料金等をクレジットカード利用代金と合わせて決済するための特約を定めたものであり、法人会員及びカード使用者は本特約を承認し、別途道路事業者が定めるETCシステム利用規程を合わせて遵守してETCシステムを利用するものとします。

## 第2条(用語の定義)

本特約における次の用語は、以下のとおり定義するものとします。

- 「ETCシステム」とは、ETC利用者が、ETCカード及び車載器、ならびに道路事業者の路側システムを利用して、道路事業者所定の料金所を止まることなく通過し、通行料金をクレジットカード等により決済するシステムをいいます。
- 「ETCカード」とは、車載器を起動させ、道路事業者が運営するETCシステムの利用者を識別するための媒体をいいます。
- 「車載器」とは、法人会員がETCシステムを利用するために車輻に設置し、路側システムとの間で料金決済に必要な情報の通信を行うための機器をいいます。
- 「路側システム」とは、道路事業者所定の料金所のETC車線に設置され、車載器と無線により通行記録の作成等に必要な情報を授受する装置をいいます。
- 「道路事業者」とは、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社、地方道路公社または都道府県もしくは市町村である道路管理者のうち、ユーザーカード株式会社、ETCシステムによる通行料金等の決済契約を締結したものをいいます。
- 「通行料金」とは、道路事業者が道路の通行または利用について徴収する料金をいいます。
- 「通行記録」とは、ETCカード利用時にETCシステムに登録される利用履歴及び当該有料道路の通行に係わる料金の額、その他通行に関する記録をいいます。
- 「ETC-ID番号」とは、ETCカード表面にエンボスされた「80」から始まる19桁の数字をいいます。

## 第3条(ETCカードの発行と管理)

- 法人会員及びカード使用者がETCカード追加対象として指定したクレジットカード(以下「指定カード」と称します。))の会員規約・カード使用者規約(以下「会員規約」と称します。))に定めるクレジットカード会社(以下「当社」と称します。))は、当社が発行するクレジットカードの法人会員が、会員規約及び本特約を承認のうえ、所定の方法で申し込み、当社が適当と認めた場合、指定カードに追加してETCカードを発行し、会員規約のクレジットカード発行に関する定めに従い貸与いたします。
- ETCカードの所有権は当社に属し、法人会員及びカード使用者には善良なる管理者の注意をもって使用し保管するものとします。
- 法人会員及びカード使用者は、ETCカードを他人に貸与、預託、譲渡もしくは担保に提供するなど、ETCカードの占有を第三者に移転することは一切できません。
- 前項に関わらず、法人会員から事前の申込があり、当社が適当と認めた場合は、法人会員の役職員に対してETCカードを貸与することができるものとし、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払いは法人会員の責任とします。
- 本条第2項、第3項に違反して、ETCカードが第三者に利用された場合、ETCシステムの利用により発生する通行料金等の支払いは法人会員及び当該ETCカード使用者の責任とします。
- ETCカードの有効期限は、当社が指定する日までとし、ETCカードの表面に印字します。
- ETCカードの有効期限が到来する場合、当社は引き続きカード使用者

として適当と認めた方に、新しいETCカードとETCカード特約を送付します。なお、有効期限内のETCカードの利用により発生した通行料金等の支払いについては、有効期限経過後といえども特約の効力が維持されるものとします。

## 第4条(ETCカードの利用方法)

- カード使用者は、道路事業者の定める料金所において、ETCカードを挿入した車載器を介し路側システムと無線で必要情報を授受することで、通行料金の支払いができます。
- カード使用者は、道路事業者の定める料金所においてETCカードを提示することで通行料金の支払いができます。

## 第5条(ETCカードの利用により発生した通行料金等の支払い及び利用可能枠)

- 当社は、カード使用者がETCカードを利用することにより発生した通行料金等を、ユーザーカード株式会社が道路事業者と締結した契約に基づき道路事業者より受領した通行記録等を基に、指定カードのご利用代金と合算して請求し、会員規約の定めるところにより支払義務のある者(以下「支払義務者」と称します。))がこれを支払うものとします。
- 前項に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の支払に際して請求された内容に疑義がある場合は、支払義務者と道路事業者との間で解決するものとし、当社への支払義務を免れないものとします。
- カード使用者は、指定カードの利用可能枠の範囲内でETCカードを利用することができます。指定カードの利用可能枠を超えて法人会員がETCカードを利用した場合、支払義務者は当然にその支払いの責を負うものとします。

## 第6条(ETCカードの解約及び利用停止と返却)

- 法人会員またはカード使用者は、会員規約の定めるところにより当社あて所定の届出書類を提出することにより、いつでも本特約を解約することができます。この場合、支払義務者は、当社に対して解約日までに発生したETCカード利用による通行料金等の全額を支払うものとします。
- 法人会員及びカード使用者が指定カードを退会またはその地位を喪失した場合、同時に本特約に基づく会員資格も喪失するものとします。
- 法人会員もしくはカード使用者が本特約または指定カードの会員規約に違反した場合、ETCカードもしくは指定カードの使用状況が不適切な場合、その他当社が会員として不適当と認めた場合は、当社は、何らの通知、催告を要せずして、ETCカードもしくは指定カードの使用を停止すること、または会員資格を喪失させることができ、これらの措置とともに道路事業者に当該ETCカードの無効を通知することがあります。
- 事務手続きの都合その他の事由により、ETCカードを解約または資格喪失した以降に、ETCカード利用による通行料金等の売上が計上された場合、支払義務者は、当該売上を本特約に基づき当社に支払うものとします。

## 第7条(ETCカードの紛失・盗難、毀損・変形の場合の届出義務及び再発行)

- 法人会員またはカード使用者が、ETCカードを紛失し、もしくは盗難にあった場合、またはETCカードが毀損もしくは変形した場合は、直ちに当社に届け出るものとします。なお、届け出を行う際、ETC-ID番号の通知を要することとします。
- 当社は、当社が適当と認めた場合にETCカードを再発行します。その場合、法人会員は、当社所定の手数料を支払うものとします。
- ETCカードの紛失・盗難の場合の法人会員の責任は、指定カードの会員規約に定めるカード紛失・盗難時の規定に準じます。
- 法人会員またはカード使用者がETCカードを車内に放置していたことにより紛失または盗難にあった場合、紛失・盗難について法人会員またはカード使用者に重大な過失があったものとみなします。

## 第8条(ETCカードの年会費)

- 法人会員またはカード使用者は、当社に対し指定カード所定の年会費とは別にETCカード所定の年会費を支払うものとします。なお、ETCカードの年会費の支払方法はETCカード利用代金と同様とし、支払日は当社所定の時期によるものとします。
- すでにお支払済のETCカードの年会費は、理由の如何を問わず返却できません。

## 第9条(免責事項)

当社は、第5条に基づくETCカードの利用により発生した通行料金等の決

済に関する事項を除き、ETCシステム及び車載器に関する一切の紛議の解決、及び損害賠償の責任を負わないものとします。

## 第10条(個人情報)の取り扱い)

- 法人会員及びカード使用者は、ETCカード発行の申し込み時に登録した個人情報、及びETCシステム及びETC前払割引の利用に基づき道路事業者が作成しユーザーカード株式会社に送付する通行記録等及び請求データを、当社が必要な範囲で利用することを了承します。
- 当社は、前項の情報を目的外利用及び第三者への開示または漏洩をしないよう、当社の責任において適切に管理します。

## 第11条(会員規約の適用)

本特約に特に定めない事項については、会員規約を適用するものとします。

## 第12条(本特約の変更等)

当社は、本特約の一部または全てを変更する場合は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により法人会員にその内容を告知します。告知後にカード使用者がETCカードを利用した場合、または告知開始後1ヶ月を経過した時点で、法人会員及びカード使用者が変更内容を承認したものとみなします。

2017年11月現在

## コーポレートカード・ETCカード特約(事業協同組合用)

### 第1条(適用)

本契約は、法人会員が事業協同組合である場合のUCコーポレートカード(以下「コーポレートカード」と称します。))及びUCETCカード(以下「ETCカード」といい、コーポレートカードと併せて「カード」と称します。))の利用について定めるもので、UCコーポレート会員規約・カード使用者規約(会社主債務用)(以下「会員規約」と称します。))及びUCETCカード特約(以下「ETC特約」と称します。))に加え本特約が適用されます。各規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第2条(カード使用者)

法人会員の組合員のうち、会員規約及びETC特約を承認のうえ、株式会社クレディセゾン(以下「当社」と称します。))所定の手続きによりカード使用者となることをお申込みいただき、当社が適当と認めた法人または個人事業主を会員規約第2条2項に定めるカード使用者とします。

### 第3条(カードレス)

当社はコーポレートカード券面上に表示される会員番号及び有効期限等のカード情報(以下「カード情報」と称します。))を発行することをもってコーポレートカードの発行に代えることができるものとし、この場合、下記各号が適用されます。

- ①カード情報にかかる権利は当社に帰属します。法人会員及びカード使用者は、他人に利用されないよう善良なる管理者の注意をもってカード情報を使用し、管理しなければなりません。なお、カード情報が、他人に利用されたことにより生じた損害は、法人会員が引き受けるものとします。
- ②カード情報が使用できる有効期限は、当社の指定する日までとします。
- ③当社は、前号の有効期限までに法人会員より更新不要の申出がなく、当社が引き続き法人会員及びカード使用者として認める場合に新しい有効期限をご通知いたします。

### 第4条(カード使用者の責任)

カード使用者は、自己のカード利用によって生じる一切の責任について、法人会員と連帯して負担するものとします。

### 第5条(担保)

法人会員は、当社が必要と認めた場合には、当社の請求があり次第直ちに当社の承認する担保を差入れるものとします。

### 第6条(特約の変更)

当社は、本特約の一部または全てを変更する場合は、当社ホームページでの告知その他当社所定の方法により法人会員にその内容を告知します。告知後にカード使用者がカードを利用した場合、または告知開始後1ヶ月を経過した時点で法人会員及びカード使用者が変更内容を承認したものとみなします。



# ETCシステム利用規程

(目的)

**第1条** この利用規程は、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号)(以下「省令」といいます。))第2条第1項に基づく公告又は公示を行った地方道路公社又は都道府県若しくは市町村である道路管理者をいいます。以下同じです。)が省令第2条第2項の規定に基づき、周知すべき事項を定めたものです。

(遵守事項)

**第2条** 無線通信により通行料金の支払いに必要な手続を自動的に行う仕組み(以下「ETCシステム」といいます。)を利用しようとする者は、この利用規程を遵守しなければいけません。遵守しない場合は、ETCシステムを使用して通行料金を収受する東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び公社等(以下「ETCシステム取扱道路管理者」といいます。)は、ETCシステムの利用を拒絶することができます。

(利用に必要な手続)

**第3条** ETCシステムを利用しようとする者は、第一号に掲げる手続を経た上、第二号から第四号に掲げる手続を行わなければいけません。

一 ETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカード(車載器(自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車)をいいます。以下同じです。))に取り付けて道路側のアンテナと通行料金の支払いに必要な情報を交信する無線機をいいます。以下同じです。))に挿入して車載器を作動し、及び通行料金の支払いに必要な情報を記録するカードをいいます。以下同じです。))を発行する者の定める手続によりETCカードの貸与を受けること。

二 ETCシステムを利用する自動車に車載器メーカーが適合するものと定めた車載器を購入その他の方法により取得すること。

三 前号で取得した車載器を、車載器メーカーが示す方法により自動車に取り付けること。

四 省令第4条第1項第三号に規定する一般財団法人が定める方法により、第二号で取得した車載器を通行料金の支払いに必要な情報を記録して利用可能な状態にすること(以下「セットアップ」といいます。))。ただし、二輪車(道路運送車両法第3条の小型自動車又は軽自動車である二輪自動車(側車付二輪自動車(またがり式の座席、ハンドルバー方式のかじ取り装置及び3個の車輪を備え、かつ、運転者席の側方が開放された自動車であって、三輪幌型自動車として登録されている自動車を含みます。以下同じです。))を含みます。))をいいます。以下同じです。))でETCシステムを利用する者は、セットアップに先立ち、ETCシステム取扱道路管理者が別に定めるところに従い、所定の事項をETCシステム取扱道路管理者に登録すること。

(車載器の取扱い)

**第4条** 車載器の分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。

2 車載器のアンテナ周辺に物を置くなどして電波をささぎってはけません。

3 車載器を取得した者は、車載器の取り付けられた自動車のナンバープレート(自動車登録番号標及び車両番号標をいいます。))が変更になった場合、車載器の取り付けられた自動車をけん引できる構造に改造した場合、車載器を他の自動車に付け換えた場合等セットアップされている情報に変更が生じた場合には、再度セットアップをしなければいけません。

(ETCカードの取扱い)

**第5条** ETCカードの分解、改造等機能を損なうおそれのある行為を行ってはいけません。

2 ETCカードの貸与を受けた者は、ETCカードを紛失、盗難等により亡失した場合及び貸与されたETCカードが破損、変形した場合は、ただちに

その旨をETCカードを発行した者に通知してください。

3 有効期限が経過しているETCカード及びETCシステム取扱道路管理者又はETCシステム取扱道路管理者との契約に基づきETCカードを発行する者が無効としたETCカードは利用することができません。

(利用方法)

**第6条** ETCシステムを利用する者は、ETCカードを車載器に確実に挿入し、ETCシステムが利用可能な状態になったことを確認の上、ETCシステムを利用することができる車線(以下「ETC車線」といいます。))を通行してください。

(ETCシステムの利用制限等)

**第7条** ETCシステム取扱道路管理者は、道路の管理上必要な場合は、予告なくETCシステムの利用を制限し、又は中止することがあります。

(通行上の注意事項)

**第8条** ETCシステムを利用する者は、ETC車線(スマートIC(地方公共団体が主体となって発意し、当該地方公共団体が高速自動車国道法(昭和32年法律第79号)第11条の2第1項の規定に基づき連結許可を受けた同法第11条第一号の施設で、道路整備特別措置法施行規則(昭和31年建設省令第18号)第13条第2項第三号本文に規定するETC専用施設のみが設置され、同号イに規定するETC通行車のみが通行可能なインターチェンジをいいます。以下同じです。))の車線及び一旦停止を要するETC車線(ETCシステム利用規程実施細則第5条その他の事項に定める料金所にあります。以下同じです。))を除きます。))を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一 車線表示板(料金所の車線上に設置されたETCシステムの利用の可否を示す案内板をいいます。以下同じです。))に「ETC」若しくは「ETC専用」(これらの表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車しか通行できません。))又は「ETC／一般」(この表示がある車線では、ETCシステムを利用する自動車及びいったん停車して係員に対して通行料金を支払う車両(道路運送車両法第2条第1項に規定する道路運送車両のうち、軽車両を除くものをいいます。以下同じです。))が通行できます。))と表示されるので、これらの表示によりETC車線が利用可能であることを確認し、20キロメートル毎時以下に減速して進入すること。

二 ETC車線内は徐行して通行すること。

三 前車が停車することがあるので、必要な車間距離を保持すること。特に「ETC／一般」と表示のある車線では、前車がETCシステムを利用しない場合は、いったん停車するので注意すること。

四 路側表示器(車線の側方に設置される装置で、通行することの可否のほか、車種の区分、通行料金の額等を表示するものです。以下同じです。))に通行することができる場合は「↑」、通行することができない場合は「STOP停車」を表示するので、これらの表示を確認すること。

五 路側表示器の表示が「STOP停車」の場合は、ETC車線上にある開閉式の横木(以下「開閉棒」といいます。))が開かない、又は閉じるので、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従うこと。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないこと。

六 路側表示器の表示が「↑」の場合は、ETC車線上にある開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。

七 他の車両と並進したり、他の車両を追い抜いたりしないこと。

2 ETCシステムを利用する者は、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線を通行する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一 当該車線の周辺に設置している案内板等に従って徐行して進入し、指定された停止位置(以下「停止位置」といいます。))で、必ずいったん停止すること。なお、停止位置で通信開始ボタンを押す必要がある場合には、案内板等の指示に従うこと。

二 他の自動車と並進したり、他の自動車を追い抜いたりしないこと。  
三 開閉棒が開くのを確認し、開閉棒その他の設備に衝突しないよう注意の上、徐行して通行すること。

四 開閉棒が開かない場合は、開閉棒の手前で停車して係員に申し出ること。

3 二輪車でETCシステムを利用する者は、ETC車線を通行する場合は、前2項各号に掲げる事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければいけません。

一 案内板や路面表示等により、二輪車の通行が可能なETC車線であることを確認し、進入すること。

二 案内板や路面表示等により、通行方法が示されている場合は、これらの表示に従って通行すること。

三 蛇行、斜行したりせず、前車と十分な車間距離を保持し、1台ずつまっすぐに進入すること。

4 二輪車(この項においてのみ側車付二輪自動車を除きます。))でETCシステムを利用する者は、車線表示板に「ETC」若しくは「ETC専用」の表示がある車線を通行する場合において、開閉棒が開かない、又は閉じるときは、第1項第五号の規定にかかわらず、後退したりせず、開閉棒及び後続車等に十分注意を払い、安全を確認の上、開閉棒を避けてETC車線から退避してください。この場合、駐停車が禁止されていない場所から安全を確認の上、遅滞なく、当該ETC車線を管理するETC取扱道路管理者あてに連絡し、指示に従ってください。

5 係員が車線を横断する場合がありますので、十分に注意して通行してください。

(ETCシステムを利用しない場合の通行方法)

**第9条** ETCシステムを利用しない者は、車線表示板に「ETC」又は「ETC専用」の表示があるETC車線、スマートICの車線及び一旦停止を要するETC車線に進入してはいけません。誤って、これらの車線に進入した場合は、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしてはいけません。

(通行料金の計算)

**第10条** ETCシステムを利用した場合は、ETCシステム取扱道路管理者の記録装置に記録された通行実績に基づき通行料金の計算を行います。

(免責)

**第11条** ETCシステム取扱道路管理者は、ETCシステムを利用しようとする者又はETCシステムを利用した者がこの利用規程に従わないで被ったいかなる損害について、一切の責任を負いません。

(別の定め)

**第12条** 利用証明書を必要とする場合、障害者割引措置を受けようとする場合その他ETCシステムの利用に関して必要な事項は、この利用規程に規定するもののほか別に定めます。

附則

1 この利用規程は、平成24年12月6日から適用します。

2 平成20年12月1日付けETCシステム利用規程(以下「旧利用規程」といいます。))は、本規程の適用をもって廃止します。なお、本規程の適用前に旧利用規程の規定に基づき行われた手続で、本規程の適用の際現に効力を有するものは、本規程の規定により行われたものとします。



# ETCシステム利用規程実施細則

## (目的)

**第1条** この実施細則は、ETCシステム利用規程(以下「規程」といいます。)第12条に基づき、ETCシステムの利用に関して必要な事項を定めるものです。

## (利用方法)

**第2条** 東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、ETCシステムを利用しようとする場合は、運転を中断している間を除き、有料道路への進入から有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入し、ETCシステムを利用可能な状態に保ってください。

## (通行方法)

**第3条** ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、利用証明書を必要とする場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線(ETC車線及び一旦停止を要するETC車線以外の車線をいいます。以下同じです。)又は混在車線(「ETC/一般」の表示のある車線をいいます。以下同じです。)を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡すとともに利用証明書を請求してください。ただし、スマートICでは利用証明書は発行しません。

2 ETCシステム取扱道路管理者が管理する有料道路において、ETCシステムにより障害者割引措置を受けようとする場合は、ETCシステム取扱道路管理者が別に定める手続(以下本項において「手続」といいます。)を行ってください。なお、手続を行っていない場合、ETC車線及び一旦停止を要するETC車線の利用ができない場合等、係員の処理により障害者割引措置を受けようとするときには、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員に身体障害者手帳又は療育手帳を提示の上、ETCカードを手渡してください。ただし、スマートICでは、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

3 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所(利用する道路又は道路の区間の始点にあり通行券を発券する料金所をいいます。以下同じです。)で車載器にETCカードを挿入してETC車線を通行した場合に出口料金所(利用する道路又は道路の区間の終点までにあり通行料金の請求を受ける料金所をいいます。以下同じです。)及び検札料金所(通行券の検札を行う料金所をいいます。以下同じです。)でETC車線の利用ができないときは、いったん停車してETCカードを係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、案内板、係員の指示その他の案内に従ってください。

4 東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社又は公社等が管理する有料道路において、入口料金所で通行券を受け取った場合は、出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車してETCカードと通行券を係員に手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICの場合は、当該料金所は利用できません。

5 首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、名古屋高速道路公社、神戸市道路公社、福岡北九州高速道路公社及び広島高速道路公社が管理する有料道路の混在車線では開閉棒を開放したままの場合があります。この場合には、路側表示器の表示内容に従い、ブース横で安全に停車できる速度と車間距離を保持して進入してください。

6 高速自動車国道並びに首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社等が管理する有料道路において、通行止めにより途中流出した自動車や、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社等が実施する料金調整を受けようとするときは、再流入後の通行については、通行止めによる途中流出前に用いた車載器及びETCカードと同一のものを使用してください。

## (徐行の方法)

**第4条** 規程第8条第1項第二号及び第六号並びに第2項第一号及び第三号に規定する徐行の際は、ETC車線内で前車が停車した場合、閉棒

が開かない若しくは閉じる場合その他通行するにあたり安全が確保できない事象が生じた場合であっても、前車又は開閉棒その他の設備に衝突しないよう安全に停止することができるような速度で通行してください。

## (その他の事項)

**第5条** 次表の左欄に掲げる ETC システム取扱道路管理者が管理する有料道路において、同表中欄に掲げる場合は、同表右欄に定める取扱い方法を適用するものとします。

ETCシステム取扱道路管理者の名称	場合	取扱い方法
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島県道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社	車載器に路線バスとしてセットアップした自動車を路線バス以外の用途で使用する場合又は車載器に路線バス以外の自動車としてセットアップした自動車を路線バスの用途で使用する場合	車載器にETCカードを挿入することなく、一般車線又は混在車線を通行し、通行券を発券する料金所では通行券を受け取り、通行料金の請求を受ける料金所では、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、スマートICから流入しスマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島県道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社	車軸数が4の自動車でも車両制限令(昭和36年政令第265号)第3条第1項に定める限度以下のものが道路法(昭和27年法律第180号)第47条の2第1項に定める許可を受けて通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島県道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社	車軸数が2以上の自動車であって隣接するいずれかの車軸間距離が1.0メートル未満のものが通行する場合	セットアップを行う際に申し出されていない場合及び該当する自動車が被けん引自動車の場合は、通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、通行料金の請求を受ける料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 大阪府道路公社 神戸市道路公社 愛知県道路公社 栃木県道路公社 広島県道路公社 奈良県道路公社 福岡県道路公社 長崎県道路公社 鹿児島県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が事故及び故障等により通行できなくなり、出口料金所及び検札料金所をけん引された状態で流出する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。

首都高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社	乗継制度(有料道路を利用する自動車が、指定した出口から有料道路外へいったん出たのち、再度指定した入口から進入し、引き続き当該有料道路を利用する場合にこれを1回の通行とみなす制度をいいます。)の適用を受けようとする場合	有料道路への進入から乗継出口、乗継入口、有料道路からの退出まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社	乗継制度の適用を受けようとする場合	入口料金所から乗継出口を経由して乗継料金所まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
福岡北九州高速道路公社	車軸数が2のセミ・トレーラー用トラックで被けん引自動車を連結していないものが通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。
東日本高速道路株式会社 首都高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 阪神高速道路株式会社 名古屋高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 広島高速道路公社	特定の区間・経路を通行した場合に対象となる通行料金や割引制度の適用を受けようとする場合	当該特定の区間・経路の利用開始から利用終了まで同一の車載器に同一のETCカードを挿入して通行してください。
首都高速道路株式会社 栃木県道路公社 名古屋高速道路公社 広島高速道路公社 福岡北九州高速道路公社 鹿児島県道路公社	障害者割引に登録したETCカード及び自動車で被けん引自動車を連結して通行する場合	通行料金の請求を受ける料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社 本州四国連絡高速道路株式会社 京都府道路公社 兵庫県道路公社 宮城県道路公社 愛知県道路公社 広島高速道路公社 福岡県道路公社	入口料金所でETCシステムを利用して通行した自動車が、インターチェンジ等の間で、被けん引自動車との連結等により料金車種区分が変更された状態でも出口料金所及び検札料金所を通行する場合	出口料金所及び検札料金所で一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。ただし、出口料金所がスマートICである場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
東日本高速道路株式会社 中日本高速道路株式会社 西日本高速道路株式会社	けん引自動車がスマートICを通行する場合	スマートICから流入し、スマートIC以外の出口料金所及び検札料金所を利用する場合は、一般車線又は混在車線を通行し、いったん停車して係員にETCカードを手渡してください。スマートICから流入し、スマートICの出口料金所を利用する場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員に申し出てください。
中日本高速道路株式会社	右欄対象料金所の一旦停止を要するETC車線を通行する場合	対象料金所 中部縦貫自動車道(安房峠道路)平湯料金所 通行に際しては、ETCシステム利用規程及び同実施細則の規程に従い通行してください。して係員に申し出てください。

## 附則

- この実施細則は、平成29年12月1日から適用します。ただし、現にETCシステムを利用して料金徴収を行っていない道路又はETCシステム取扱道路管理者においては、ETCシステムを利用して料金徴収を開始する日から適用します。
- 平成29年6月3日付けETCシステム利用規程実施細則(以下「旧実施細則」といいます。)は、本実施細則の適用をもって廃止します。なお、本実施細則の適用前に旧実施細則の規定に基づき行われた手続で、本実施細則の適用の際現に効力を有するものは、本実施細則の規定により行われたものとします。